

飲酒運転を防止するための校内ルール

田彦小学校コンプライアンス推進委員会

本校では、標記について全職員による協議・検討の結果、次のとおり定め、その目的を果たすこととする。

1 酒席に先立って

- ・ 事前に、飲酒の有無、帰宅方法、翌朝の運転予定等の確認をする。
- ・ 酒席会場には、原則として自家用車では参加しない。
- ・ 運転代行での帰宅は原則認めない。やむを得ず運転代行を利用しなければならなくなってしまう場合は、早めに管理職に相談し許可を受ける。
- ・ 飲酒の習慣がない教職員（体質的に飲酒できない等）は上記の限りではない。

2 酒席に際して

(1) 開会に先立ち実施

- ・ 飲酒する職員と飲酒しない職員とが一目で分かるような工夫をする。（バッジやシール等）
- ・ 翌日運転する予定がある場合は、夜遅くまで飲酒しない。（22：00以降は飲酒しない）
- ・ やむを得ず運転代行で帰宅する職員については、その予約状況を確認する。

(2) 酒席終了時実施

- ・ 幹事、管理職等は飲酒した職員の帰宅方法について、改めて確認をする。
- ・ やむを得ず運転代行で帰宅する職員がいる場合、幹事、管理職等は代行車への乗車を駐車場等で確認する。

3 対象となる酒席

- ・ 学校全体及び学年会、**複数の有志職員による酒席等**

4 プライベートでの飲酒について

- 日常生活での習慣づけで、「つい」や「うっかり」を防止する。
- ・ 休みの日でも教職員（教育公務員）であることを忘れない。
- ・ 翌日運転する予定がある場合は、夜遅くまで飲酒しない。（22：00以降は飲酒しない）
- ・ 深酒（22：00以降の飲酒）をしてしまった翌日は運転しない。
- ・ 運転に適した健康状態かどうか確認してから運転する。
- ・ 地域の行事などで飲酒する可能性がある場合は、車で行かない。

5 職員の自己管理を支援する取組

飲酒運転の防止のため、職場全体で、「飲酒運転は絶対に許さない」という機運を盛り上げ、それを組織風土として定着させる。

- ・ 目につくところに飲酒運転防止に関する啓発の掲示をする。
- ・ 管理職は、職員の健康管理にも気を配る。
- ・ 飲酒運転の危険性や事故の悲惨さについて、被害者の立場に立ち、交通事故撲滅の視点で校内研修等を実施して、意識改革を図る。

6 管理職としての取組

- ・ 飲酒運転の反社会性について、意識の定着を図る。
- ・ 飲酒運転を相互に戒め合う職場の雰囲気づくりを推進する。
- ・ 飲酒運転が他で発生した場合には、職員に知らせ注意を喚起する。